

令和 8 年度

津軽北部二期農業水利事業

若宮幹線排水路（その 6）工事

特 別 仕 様 書

第1章 総則

津軽北部二期農業水利事業若宮幹線排水路（その6）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、津軽北部二期農業水利事業計画に基づき、若宮幹線排水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮地内

3. 工事概要

本工事の概要は以下のとおりである。

水路延長 L=367.9m

施工始点 No. 0+20.0

施工終点 No. 7+37.9

内 訳

鋼矢板表面被覆工 A=492m²

鋼矢板孔食処理工 N=373箇所

鋼矢板護岸工 N=126枚

仮設工 1 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

借地範囲に係る部分の工事用道路は、稲刈り後からでなければ造成できない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 93 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 206 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日（工事完了期限日）まで

4. 現場技術員

本工事に、共通仕様書第 1 編 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する場合は、氏名等について別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2. 関連工事

本工事に使用する支給材料に関しては、下記工事の敷地内にあるため、支給材料の確認及び搬出に当たっては、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないよう適切に調整しなければならない。

津軽北部二期農業水利事業 車力制水門改修工事（施工期間 令和 6 年 9 月～令和 9 年 3 月）

3. 第三者に対する措置

（1）騒音、振動対策

騒音・振動等の対策については、十分配慮するとともに、地域住民と協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2）保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

（3）交通対策

1) 通行の優先

工事資材等の運搬において、他の交通に支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。また、公共道路の使用にあつては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

2) 道路通行の制限

岩木川に架設されている津軽大橋及び測点 No. 7 付近の若宮第 1 号農道橋については、T-14 荷重の制限が設定されている。このため、総重量が当該制限を超える車両は通行してはならない。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

6. 施工期間中の留意事項について

(1) 施工期間中は、施工ブロック（以下「BL」という。）内に組立式仮設水路を設置し、若宮機場の運転と連携しつつ鳥谷川へ排水する計画である。このため、受注者は、若宮機場の管理者と十分な連絡調整を図るものとする。

(2) 排水路内の工事期間中は、本工事の上流地点及び下流地点における水位を計測するとともに、若宮機場の稼働状況並びに降水量及び降雪量（気象庁五所川原地域気象観測所）を定時に計測し、監督職員へ報告するものとする。

(3) 組立式仮設水路において排水処理が困難となる出水が生じた場合は、水路内作業員の退避等の安全確保を最優先に対応するものとする。

(4) 出水の発生により、工事内容及び施工計画の見直しが必要となった場合には、受注者は、(2)と併せて、現場状況、排水量及び事象の経過等を整理し、速やかに監督職員に報告しなければならない。また、復旧方法やこれらの見直しについて、監督職員と協議するものとする。

(5) 仮締切後、排水路内において左右岸の軽量鋼矢板を連結する底梁等の既設構造物の有無を確認しなければならない。既設構造物が確認された場合には、寸法、位置、設置間隔、深さ及び材料等を速やかに監督職員へ報告するとともに、工事内容及び施工計画について、監督職員と協議するものとする。

7. 雪寒仮囲い工

表面被覆工の施工に当たり、気象条件の影響を受けないよう、雪寒仮囲いを設置するものとする。なお、工事期間中の点検、補修等については受注者の責において実施するものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用進入路及び工事用道路

- (1) 工事用進入路は、若宮機場管理用道路、支線道路、中泊町道 173 号線から施工箇所へ進入するものとし、若宮幹線排水路管理用道路を工事用道路として使用するものとする。
なお、工事進入路及び工事用道路の位置、経路は図面のとおりである。
- (2) 工事用進入路及び工事用道路は、工事車両の通行中における善良な道路使用にもかかわらず損傷を与えた場合は、本工事において対応するものとする。なお、復旧方法は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 受注者は、施工に先立ち、上記道路の路面状況等について確認を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。また、施工完了時においても、同様に報告するものとする。

2. 仮締切工、組立式仮設水路

- (1) 受注者は、図面を基にして仮締切工を設置しなければならない。
- (2) 仮締切工に用いる耐候性大型土のうは、関連工事に仮置きされているもののうち、比較的状态の良いものを選別し使用するものとする。また、工事終了後は、監督職員が指示する若宮機場内の所定の場所へ返却するものとする。
なお、耐候性大型土のうについては、現場内で転用することで考えているが、利用できないものについては、監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (3) ほ場内に大型土のう、袋詰玉石等の重量物を仮置きした場合、耕作土が圧密され返地後の作付けに支障をきたすおそれがあるため、これらを仮置きしてはならない。
- (4) 若宮機場の若宮幹線排水路系に設置されているポンプの諸元は次のとおりである。

区分	口径(m/m) ×台数	排水量(m ³ /s)	ポンプ起動水位(m)		備考
			ON	OFF	
常時排水ポンプ	1,000×1	2.020	EL= -1.60	EL= -2.00	自動
洪水排水ポンプ	1,500×1	5.408	—	—	手動

(5) 組立式仮設水路

- 1) 組立式仮設水路の最大通水量を 2.02(m³/s)を想定しており、この場合の組立式仮設水路の勾配は、1/550 以上とする。また、組立式仮設水路の下流側（若宮機場方向）の水路底高は、EL=-2.00 m以上とする。
- 2) 組立式仮設水路は、碎石を基礎材として用い、自立式水路として仮設するものとする。最大通水量を確保するため、所定の勾配を維持するとともに、バックホウによるバケット転圧を実施し、基礎の安定を確保しなければならない。
- 3) 組立式仮設水路で使用した基礎碎石は、若宮幹線排水路の計画水路底高以下となるよう周辺に敷均するものとする。

3. 仮置場

仮置場は図面に示す箇所とし、搬出予定数量は次のとおりとする。

名称	地先名	搬出予定数量	備考
土砂仮置場	北津軽郡中泊町大字田茂木字 若宮地内	山砂 700m ³	旧馬鹿川敷地
耐候性大型土のう	つがる市富港町早緑地内	1 m ³ /袋 212袋 詰土含む	車力制水門改修工事 山田川左岸ヤード
袋詰玉石	〃	2 t/袋 487袋 割栗石15～20cm含む	〃

4. 建設発生土受入地

建設発生土受入地は図面に示す箇所とし、搬入予定量は次のとおりである。

名称	地先名	搬入予定量	備考
建設発生土受入地 1	北津軽郡中泊町大字田茂木字若 宮地内	山砂 630m ³	旧馬鹿川 敷地
建設発生土受入地 2	〃	掘削土、粘性土 170m ³	〃

5. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。排水量等の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

施工場所	排水区分	想定排水量	備考
仮締切内	常時	0 以上 7 未満 m ³ /h	
仮締切外	常時	450 以上 1,200 未満 m ³ /h	組立式仮設水路設置・撤去の転流

6. 除雪工

- (1) 除雪は、積雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、実施後、速やかに監督職員に除雪の実施内容（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。なお、除雪工は実績により変更する。
- (2) 除雪時は、田や道路脇に砂利が混入しないよう作業を実施するものとする。
- (3) 除雪先は各進入路脇及び工事用地内を想定しているが、除雪スペースの不足等により排雪が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 工事用地等の確保について

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、別図に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 工事用地等の使用に当たっては、別紙－3「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

- (2) 発注者が確保している工事用地については、工事施工に先立ち、用地確認するとともに現況の用地境界を測定し、監督職員に提出するとともに、監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認及び地権者への確認を行わなければならない。
- (3) 地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (4) 工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。また、発注者が地権者に返還する際には立ち会わなければならない。
- (5) 発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。
- (6) 本工事で支障となる用地境界杭（コンクリート杭を除くプラスチック杭または木杭）は受注者の責任により工事完了までに元の座標の位置に復旧しなければならない。

3. 境界杭

本工事の施工に先立ち、用地境界杭及び基準杭等について事前に監督職員立会いのもと確認しなければならない。

なお、これらの杭は工事施工中にあっても紛失しないよう留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は監督職員と打ち合わせのうえ、引照杭等を設け工事終了後復元するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、JIS 規格品については、産業標準化法（令和元年7月1日施行）に基づき、国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）とする。

- (1) 砕石及び骨材 再生クラッシャラン RC-40
- (2) 鋼矢板表面被覆材

鋼矢板表面被覆で使用する材料の仕様は次のとおりとする。

材料	仕様	備考
鋼矢板表面被覆材	引張強さ：23.3N/mm ²	JIS K 6849
	付着強度：1.5N/mm ² 以上	JIS K 5600-5-7

- (3) 鋼矢板

鋼矢板は、JIS G 3114 に規定する SYW295 又は SYW390 を用いるものとする。

- (4) 目地材

ゴム発泡体 t=10mm

(5) コンクリート

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	セメントの種類 による記号	使用目的
無筋コンクリート (一般構造物)	18	8	40	BB	笠コンブロック 中詰コンクリート、既設鋼矢護 岸取付工

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
砕石類	試験成績表・粒度分析表
土砂	試験成績書・土砂採取に係る関係法令の許認可書の写し
土木シート、ブルーシート	カタログ、試験成績書
ラワン合材	カタログ
鋼矢板表面被覆材	カタログ・試験成績書
鋼矢板表面被覆材専用希釈剤	カタログ・試験成績書
止水セメント（急結）	カタログ、試験成績書
鉄板	製作図
エポキシ系樹脂接着剤	カタログ、試験成績書
ポリエチレン管（軟管）	カタログ
セメント	品質証明書
鋼矢板	品質証明書、ミルシート写し
目地材（ゴム発泡体）	カタログ
生コンクリート	配合報告書、試験成績書
笠コンクリートブロック	カタログ、試験成績書

3. 監督職員の検査

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検 査 項 目	備 考
鋼矢板表面被覆材	外観・数量	現場搬入時
	空袋等数量	施工完了後、空袋等を確認

鋼矢板表面被覆材専用希釈剤	外観・数量	現場搬入時
	空袋等数量	施工完了後、空袋等を確認
鋼矢板	外観・寸法	現場搬入時
笠コンクリートフレーム	外観・寸法	現場搬入時

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
山土		津軽北部地区
再生クラッシャーラン	RC40	弘前市
敷鉄板	t22mm	つがる市

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画認可書、森林法第 10 条の 2 による林地開発許可書）

第9章 施 工

1. 一般事項

（1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2. 再生資源等の利用

（1）再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	笠コンブロック基礎、組立式仮設水路基礎他

（2）建設資材廃棄物等の現場内等利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

程 工	工程	作業内容	分別解体等の方法
-----	----	------	----------

	① 仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4. 建設資材等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
有筋コンクリート	(有)晃新	つがる市牛潟町鷺野沢 29-176	8:00～16:30	再資源可化 施設業者
廃プラスチック (土木シート、遮 水シート)	(株)竹内組 破碎施設	つがる市稲垣町繁田袋 井 115-3、12 他	7:30～16:30	再資源化施 設業者

5. 土工

- (1) 掘削土は全て、建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- (2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- (3) 法面の崩落により施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

6. 鋼矢板表面被覆工

(1) 準備工

施工前に、施工場所の状況（孔食、亀裂、欠損部の有無等）について、発注者及び受注者双方で施工範囲を確認するものとする。

(2) 試験施工

ア. 本施工に先立ち、以下の水圧毎の付着強度を確認し、洗浄圧力を決定するものとする。なお、洗浄時間は、1㎡当たり4分とする。

洗浄圧力	①	180 MPa
	②	200 MPa
	③	220 MPa

イ. 試験施工箇所は、監督職員が指示するものとし、試験結果は速やかに監督職員に報告しなければならない。

ウ. 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。

エ. 試験施工の内容

下地処理の付着強度試験を以下により実施するものとする。

項目	下地処理	下地処理後 付着強度試験
試験位置	補修箇所 1 地点	同 左
施工場所 (1 地点当たり)	左右側壁 1 箇所	同 左
施工範囲 (1 箇所当たり)	1.0m×1.0m	3 個／箇所当たり
調査方法	1 箇所毎に噴射圧力を 3 ケース調査	単軸引張試験 噴射圧ケース毎に側壁に各 3 個。 両岸の側壁計 6 個の単軸引張試験 を実施
試験の規格値	—	全ての試験値が、1.5N/mm ² 以上

(3) 高圧洗浄工

ア. 既設鋼矢板表面と表面被覆材の一体化を図るため、高圧洗浄機等を用い、超高压水による研掃を行い、既設鋼矢板表面の錆び、汚れ等を除去するものとする。なお、これにより除去し難い場合は、監督職員と協議するものとする。

イ. 高圧洗浄に使用する洗浄水は、水道用水（若しくは同等の水）を使用しなければならない。

ウ. 洗浄水は受注者契約の水道から給水することで考えている。なお、受注者契約の水道からの給水が困難な場合には監督職員と協議するものとする。

エ. 本施工による使用水量実績については、監督職員に報告するものとする。

(4) 孔埋め工、止水工

表面処理完了後、既設鋼矢板表面の素地状態を確認し、孔食及びその箇所から漏水が確認された場合は、孔埋め及び止水などの処理を行わなければならない。なお、処理方法については、監督職員と協議するものとする。

(5) 表面被覆工

ア. 表面被覆材の使用量は、施工面積、施工時間、材料等の可使時間等を考慮して決定するものとし、所定の混合比率「重量比で、(主材) 5 : (硬化材) 1」にて、ハンドミキサー等を用いて色斑がなくなるまで十分に練り混ぜるものとする。また、使用量 1 kg に対して最大 200cc の割合で専用希釈材（シンナー）を加えるものとする。

イ. 練り混ぜ完了後、ローラ・ハケ等を使用し、コーティング厚 200μm を確保するように施工しなければならない。

ウ. 施工完了後、材料のたれ、浮き、ピンホール等施工不良の有無を目視にて確認し、不良箇所がある場合は、再度コーティング（タッチアップ等）する等、適正な処理を行わなければならない。

(6) 養生

ア．硬化時間及び可使時間は、温度に左右されやすいことから、悪天候、養生中の材料凍結が予想される場合は施工を行わないものとする。

イ．表面被覆作業は外気温が5℃以下の場合、給熱養生を行い、品質に影響する母材温度も管理するものとする。施工時の温度管理方法については、監督職員と協議し決定するものとする。

(7) 材料の保管

ア．材料は、通気性がよく、直射日光が当たらない、5℃～35℃の場所に保管しなければならない。

イ．主材と硬化材は別々の容器で密閉しておかなければならない。

7. 土木シート

資材等仮置き場として使用する耕地については、土木シートを敷設するものとする。敷設・撤去は人力で行い、工事で発生した雑物は全て撤去しなければならない。

8. 鋼矢板打設工

(1) 鋼矢板の圧入は、設計図書に示す位置に打設し、鉛直性に留意して施工するものとする。

(2) 鋼矢板の打ち込み工法は、次のとおり考えている。

矢板形式	N値	打設工法
Ⅱw型	$N_{\max} \leq 25$	油圧圧入杭圧入引抜機 広幅鋼矢板用 圧入力1000KN 引抜力1100KN

(3) 圧入が困難となった場合は、監督職員と協議のうえ、先行掘削等の適切な措置を講じるものとする。

(4) 既設護岸の軽量鋼矢板は、設計図書に示すとおり頂部を切断するものとする。

当該切断により発生する鋼材は、有価物（スクラップ）として取り扱うことから、受注者は発生した重量を計測の上、若宮機場内に集積し、発生材報告書を提出しなければならない。

なお、集積場所については、監督職員の指示に従うものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

ア．鋼矢板表面被覆工の出来形管理

直接測定による出来形管理は、以下のとおりとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定（試験）基準
高圧洗浄工	外観	ミルケース（黒皮）、錆、塗膜、異物及び泥土等がないこと	洗浄完了後

鋼矢板 表面被覆工	外観	被覆面の異・物混入、塗り漏れ、むら、浮き、ピンホール等がないこと	表面被覆完了後
	厚さ	200 μ m以上	概ね 20 m ² に 1 箇所（5 測点）測定し、5 測点の平均値が設計コーティング厚の 90%以上かつ、5 測点の最小値が設計コーティング厚の 70%以上
	面積	施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について、1 施工区間（概ね 50m）毎に展開図又はその他の測定（求積）によって確認する
	付着強度	1 箇所 3 個の試験値が 1.5N/mm ² 以上	表面被覆後、片岸 1 施工区間（概ね 50m）毎に 1 箇所（1 箇所あたりの試験数は 3 個）

イ．写真管理

撮影記録による管理項目は以下のとおりとする。

工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
着手前	全景又は代表部	着手前	着手前 1 回
完成写真	〃	完成後	完成後 1 回
施工状況	各工種施工状況	施工中	各工種代表（左右岸毎）
試験施工	実施状況・結果	試験実施中	表面処理前・試験後
使用機械	主要機械	機械搬入時	現場搬入時（1 回）
主要材料	使用量	材料搬入時	搬入の都度
		施工完了時	完了時
出来形管理	コーティング厚	完成時	1 施工区間（概ね 50m）毎
	塗り長さ		
	面積		
品質管理	付着強度	付着強度試験後	1 施工区間（概ね 50m）毎

ウ．鋼矢板孔食処理工の施工管理について

受注者は、孔食処理を実施した箇所について、展開図および箇所数に係る調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

（２）工事現場等における遠隔確認について

ア．本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という。）を行う工事である。

イ．遠隔確認の活用は、別紙ー４の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

ウ．農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。

エ．通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア．黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ．受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア．受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ．本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記ア．に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ．黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりであるが、両者協議の上軽微と認めた事項については変更しないことがある。

現地精査により数量に変更が生じた場合

1. 土質、地質が異なった場合
2. 現場条件等により構造及び工法、材料に変更が生じた場合
3. 地下埋設物（埋蔵文化財含む）が出現した場合
4. 支給材料が再利用できなかった場合
5. 大型土のう数量に変更が生じた場合
6. 袋詰玉石数量に変更が生じた場合
7. 鋼矢板表面被覆工に変更が生じた場合
8. 鋼矢板孔食処理工に変更が生じた場合
9. 鋼矢板背面処理工に変更が生じた場合
10. 水道水使用量に変更が生じた場合
11. 幹線排水路への流入水により作業へ支障が生じる場合
12. 第三者との協議結果により変更が生じた場合
13. 第 13 章 7 により変更が生じた場合
14. 鋼矢板打設工法に変更が生じた場合
15. 水替工に変更が生じた場合
16. 敷鉄板に変更が生じた場合
17. 除雪量に変更が生じた場合
18. 監督職員が歩掛調査を指示した場合
19. 交通誘導警備員を追加する場合
20. 雪寒仮囲いに変更が生じた場合
21. 支給品の引渡場所に変更が生じた場合
22. 土砂仮置場、建設発生土受入地に変更が生じた場合
23. その他

第 12 章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について
 - （1）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
 - （2）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。
2. 契約後 VE 提案
 - （1）定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。
 - （2）VE提案の意義及び範囲

ア. VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ. ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

ア. 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

イ. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ. 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

ア. 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

イ. また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ. VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ. 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ. 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

キ. VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク. 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カ.のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（５）VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（６）責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

３．入札後契約前VE提案

工事請負契約書第 18 章の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

４．電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－40 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

５．主任技術者等の専任期間

- （１）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （２）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （３）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

６．ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手（準備を含む）前および新工種発生時等、受発注間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア. 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ. 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ. 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}^{\ast 1} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の測定方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast 2}$$

※ 1 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

※ 2 補正係数 : 1.2

9. 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境 (快適トイレ) の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式 (洋風) 便器

イ 水洗及び簡易水洗機能 (し尿処理装置付き含む)

ウ 臭い逆流防止機能

- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要な性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 現場環境改善費

- （１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 4 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ I C T設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

（３）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。

受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

（４）受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

11. 週休 2 日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（注）余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。

- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
 - (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2) により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

16. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」

(<https://www.maff.go.jp/tokai/supply/nnzigyo/pdf/dekidakayoryo.pdf>) に基づき行うものとする。

17. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点点評価する。ただし、工事成績評価の合計は 100 点を超えないものとする。

[事業(務)所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第 13 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)掘削工				
掘削	粘性土	m ³	120	
床掘	粘性土	m ³	50	
(2)作業残土処理工				
土砂等運搬	粘性土	m ³	170	
整地	粘性土	m ³	170	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
コンクリート取壊し	鉄筋コンクリート	m ³	12	
殻運搬	鉄筋コンクリート殻	m ³	12	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	鉄筋コンクリート殻	m ³	12	
(2)既設護岸矢板				
ガス切断	3～7mm	m	91	
積込	既設護岸矢板	m ³	7	
殻運搬	既設護岸矢板	m ³	7	
3. 表面被覆工				
(1)高圧洗浄工				
高圧洗浄工	超高圧発生装置	m ²	492	
洗浄水	水道水使用量、給水車	m ³	89	
(2)鋼矢板表面被覆工				
鋼矢板表面被覆	厚さ 200μ m	m ²	492	
給熱養生	ジェットヒータ 126MJ/h	式	1	
(3)鋼矢板孔食処理工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
孔食部止水処理	止水セメント（急結）、A型	箇所	177	
孔食部止水処理	止水セメント（急結）、ポリエチレン管 AP型	箇所	13	
孔食部止水処理	SS400、t3.2、H100mm×B100mm、ポリエチレン管 BP100型	箇所	1	
孔食部止水処理	SS400、t3.2、H300mm×B320mm、D300型	箇所	74	
孔食部止水処理	SS400、t3.2、H300mm×B320mm、ポリエチレン管 DP300型	箇所	36	
孔食部止水処理	SS400、t3.2、H600mm×B320mm、D600型	箇所	45	
孔食部止水処理	SS400、t3.2、H6300mm×B320mm、ポリエチレン管 DP600型	箇所	27	
矢板継手部漏水処理	止水セメント（急結）	m	247	
鋼矢板背面充填処理工	ソイルセメント	箇所	122	
止水セメント（急結）	A型、AP型、矢板継手部	kg	299	
4. 矢板護岸工				
(1) 矢板護岸工				
鋼矢板	Ⅱw型, 7.5	枚	126	
油圧式杭圧入引抜機据付・解体		式	1	
(2) 笠コンクリートブロック				
笠コンクリートブロック	H500×B600×L2000	m	48.0	
笠コンクリートブロック	H500×B600×L2000、特殊養生、冬期割増	m	27.6	
(3) 既設矢板護岸取付工				
コンクリート	18N-8-40 (BB)W/C65%以下	m ³	0.7	
目地版	ゴム発泡体、t10mm	m ²	1	
5. 水路復旧工				
(1) 水路復旧工				
連節ブロック	300型 撤去、復旧	m ²	45	
6. 仮設工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)仮設道路工				
工事用道路	山砂（土砂仮置場流用品）	m	352	
敷鉄板	t22mm、工事用道路・進入路、建設発生土受入地1・2	m ²	1,941	
(2)既設水路保護工				
側溝蓋	ラワン合板,Ⅱ類、L1.82m×B0.45m×t12mm	枚	68	
(3)仮設土留・仮締切工				
大型土のう	仮置場流用品積込み・運搬、機場内仮置場運搬・設置	袋	212	
大型土のう	設置、撤去	袋	672	
止水シート	止水シート #3000	m ²	680	
積込（ルーズ）	廃棄プラスチック（土木シート）	m ³	2.1	
殻運搬	廃棄プラスチック（土木シート）	m ³	2.1	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	廃棄プラスチック（土木シート）	m ³	2.1	
(4)仮廻し水路工				
組立式仮設水路	賃貸料、備品料、消耗品 54m/セットH1.2×B1.3×L3.0m	セット	2	
組立式仮設水路	設置、撤去	m	402	
基礎碎石	RC-40 設置 組立式仮設水路基礎工	m ³	600	
掘削・敷均し	RC-40 組立式仮設水路基礎工	m ³	390	
袋詰玉石	2t/袋、仮置場流用品、積込、組立式仮設水路基礎工	袋	487	
袋詰玉石	2t/袋、仮置場流用品、運搬、組立式仮設水路基礎工	袋	487	
袋詰玉石	2t/袋、仮置場流用品、設置、組立式仮設水路基礎工	袋	487	
埋戻	基礎工 間詰土、山土	m ³	160	
(5)水替工				
排水ポンプ（仮設）	常時,0以上7m3/h未満 仮締切内	箇所	8	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
排水ポンプ（仮設）	常時, 450以上1, 200m ³ /h 未満 仮締切外	箇所	8	
(6)資材置場設置復旧工				
安定シート	ポリプロピレン系織布 0. 37mm, 980N/5cm	m ²	1, 962	
積込（ルーズ）	廃棄プラスチック（土木シート）	m ³	6. 7	
殻運搬	廃棄プラスチック（土木シート）	m ³	6. 7	
殻処理（産業廃棄物処分費）	廃棄プラスチック（土木シート）	m ³	6. 7	
(7)雪寒仮囲い工				
雪寒仮囲い		式	1	
(8)除雪工				
除雪	工事用道路、工事用進入路	m ³	7, 300	
7. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送	超ロングアームバックホウ	式	1	
仮設材輸送	敷鉄板	ton	335. 25	
(2)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
六価クロム溶出試験費		検体	3	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	
工事場所	
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

- ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

１ 総則

１－１ 目 的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

１－２ 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

１－３ 適 用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事務時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

２ 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

３ 遠隔確認の実施

３－１ 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（１）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（２）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用には、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

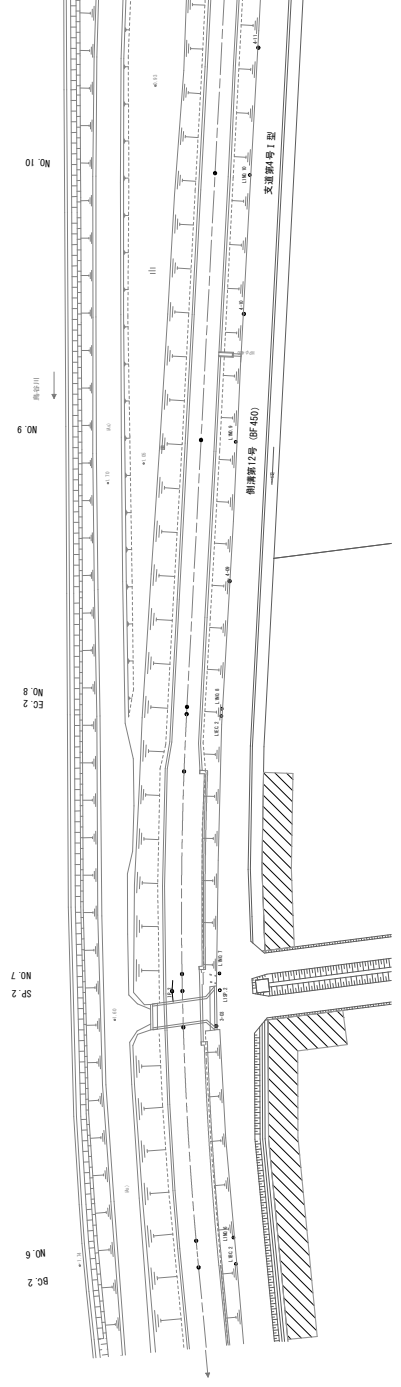
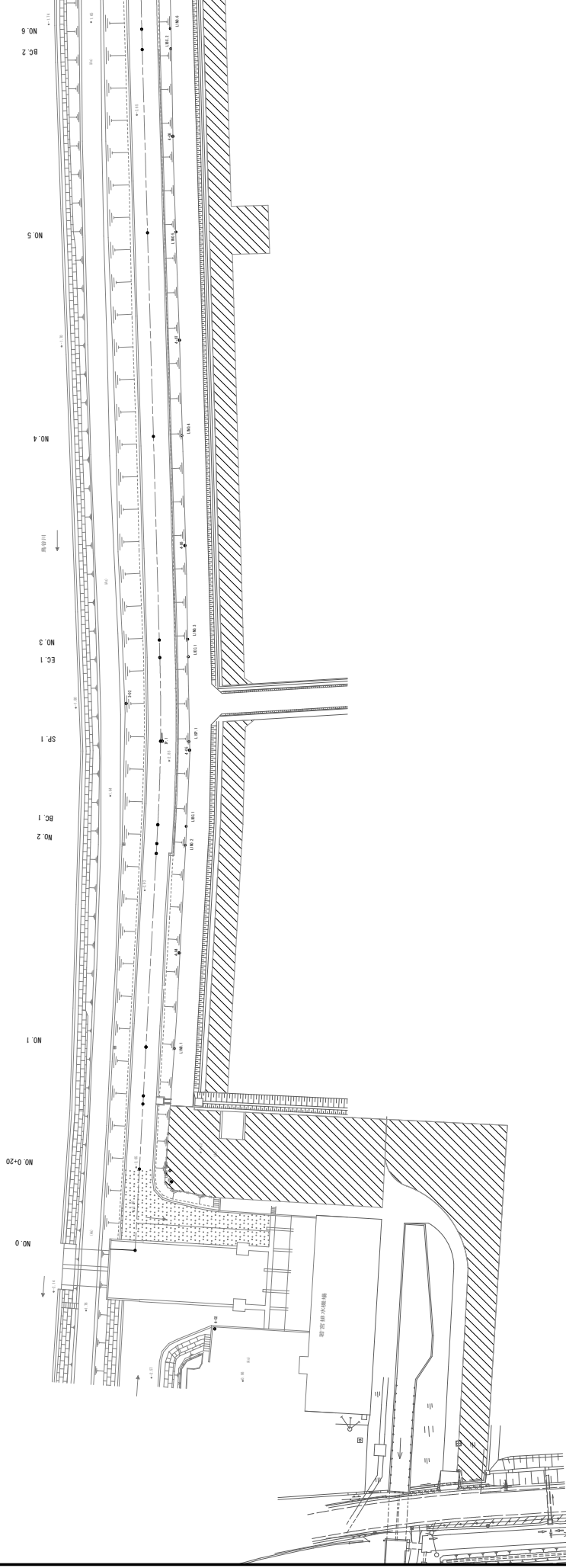
機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	１０年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

9 特別仕様書（記載例）

項 目	記 載 例
1. 特別仕様書	第〇章 施工管理 （〇）工事現場等における遠隔確認について 1）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。 3）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、〇〇〇〇である。 4）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

工事用地図
S=1:500



記号	名称
	工事用地

※公道を除く

(別紙)

年月日

(受注者)

会社名

現場代理人

〇〇〇〇

殿

(発注者)

総括監督員

〇〇〇〇

週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（通知）

貴社が受注した下記の工事について、週休2日の取組状況を確認した結果、現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上を達成したことを確認したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 工 事 名 | 〇〇事業 〇〇工事 |
| 2 | 工 期 | 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 |

令和8年度 津軽北部二期農業水利事業
若宮幹線排水路(その6)工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	平面縦断図(1/2)	1	
3	平面縦断図(2/2)	1	
4	横断図(1/2)	1	
5	横断図(2/2)	1	
6	標準断面図	1	
7	鋼矢板孔食処理工標準図	1	
8	左岸既設護岸取付図	1	
9	仮設計画図	1	
10	仮設横断図(1/2)	1	
11	仮設横断図(2/2)	1	
12	仮設標準図(1/3)	1	
13	仮設標準図(2/3)	1	
14	仮設標準図(3/3)	1	
計		14	